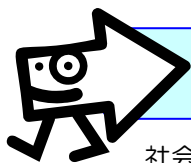


今月は「社会保険料節減方法！」その④です

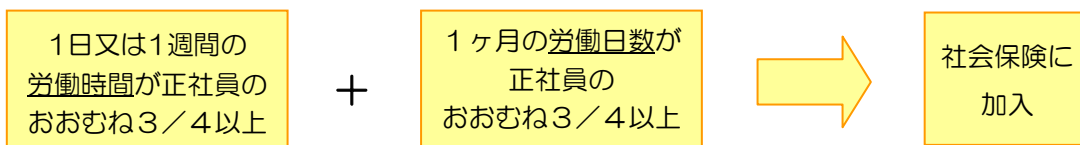
communis 通信

発行：コムニスサポート有限会社
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>



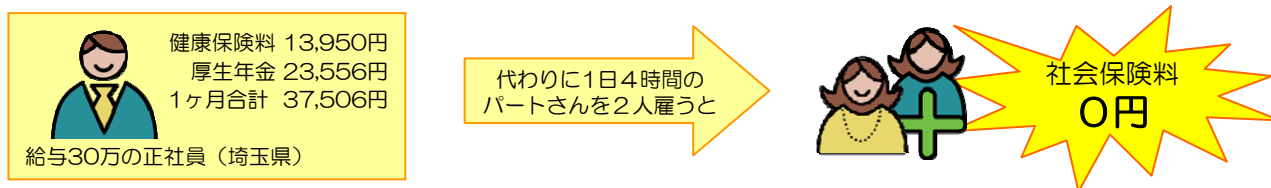
社会保険料を節減するワザ その④「パートさんの活力を生かそう」

社会保険には、下記のような加入要件があります。



【例えば、正社員の労働時間が1日8時間、1ヶ月22日の場合】
 1日4時間勤務、1ヶ月22日勤務のパートさん・・・社会保険の適用除外です
 1日8時間勤務、1ヶ月12日勤務のパートさん・・・社会保険の適用除外です
 ※ 労働時間・労働日数「おおむね3/4」は1つの目安です。実際は、勤務実態等を総合的にみて判断します。

そこで、社会保険適用除外のパートさんを活用しましょう！社会保険料はこうなります。

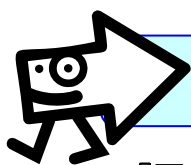


会社負担の社会保険料は、**1年で約45万円の節減が可能**です！



ここがポイント！
 パートさんの活力を引き出すためには、業務内容の見直し、就業規則など労務管理体制の整備、継続的な教育・訓練が欠かせません。

※ パートさんも、1週間の所定労働時間が20時間以上の場合は、雇用保険の加入手続きが必要です。



助成金ミニガイド 助成金を活用して、優秀なパートさんを会社の戦力にしよう

『正社員への転換制度の導入』

パートタイマーから正社員への転換のための試験制度等を設けた上で、実際に転換者が1人以上出た場合に40万円（大企業は30万円）支給されます。

『短時間正社員制度の導入』

「短時間正社員制度」を新たに設けた上で、この制度を利用した場合に40万円（大企業は30万円）支給されます。さらに、制度導入後5年以内であれば、2～10人目の利用者が出た場合も1人につき15万円（大企業は10万円）支給されます。

雇用保険関係の助成金は、一定の条件を満たす雇用保険適用事業所の事業主に対して支給されます。これら助成金の財源は事業主の方が支払われる労働保険料から賄われています。そのため、一般の融資などとは異なり、**返済の必要はありません。**